

犬山市空き家等情報提供事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、良好な住環境の確保を図り、地域の活性化及び地域コミュニティの維持に繋がる魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に建築され、現に利用の実態がない建物及びその敷地のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第3項に規定する専任媒介契約（以下「専任媒介契約」という。）が締結されていないものをいう。
- (2) 空き地 市内にある建築を目的に活用を図る敷地のうち、専任媒介契約が締結されていないものをいう。
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家等の売買又は賃貸を希望する所有者からの申込みにより登録した当該空き家等に関する情報を、市内への定住等を目的とした空き家等の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。
- (5) 協力事業者 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部に加盟する事業者で、登録内容の記載事項の確認調査及び空き家バンクを利用した空き家等の売買又は賃貸に係る契約交渉について、市に仲介の登録をしたものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、空き家バンクを利用しないで行う空き家等に係る取引を妨げるものではない。

(登録申込等)

第4条 空き家バンクに空き家等を登録しようとする所有者（以下「登録申込者」という。）は、犬山市空き家バンク登録申込書（様式第1）に犬山市空き家バンク登録帳票（様式第2。以下「空き家等帳票」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、記載事項の確認調査を実施するものとする。

3 市長は、前項の規定による調査を実施する場合において、登録申込者の意向を確認のうえ、協力事業者に対し、記載事項の確認調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。

4 市長は、前項の調査が完了し、報告された内容を確認の上、適当であると認めた物件は、空き家等帳票に登録番号を付して空き家等台帳として登録するとともに、犬山市空き家バンク登録完了通知書（様式第3）により登録申込者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家等で空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、所有者に対して空き家バンクへの登録を勧めることができるものとする。

6 第4項の規定による登録の有効期限は、登録した日から3年間とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

（登録事項の変更）

第5条 前条第4項の規定による通知を受けた登録申込者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、犬山市空き家バンク登録変更届出書（様式第4）に登録事項の変更内容を記載し、市長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第6条 登録者は、第4条第4項の規定による登録を取下

げるときは、犬山市空き家バンク登録取下届出書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出書の提出があったとき又は空き家等台帳に登録された空き家等（以下「登録物件」という。）に係る所有権その他の権利に移転があったことを確認したときは、当該空き家等に係る登録を取り消すとともに、犬山市空き家バンク登録取消通知書（様式第6）により登録者に通知するものとする。

（情報提供及び利用登録）

第7条 市長は、登録物件について、情報の一部を公開するものとする。

- 2 登録物件に係る詳細な情報の確認及び契約交渉等を希望する者（以下「利用申込者」という。）は、犬山市空き家バンク利用登録申込書（様式第7）を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めた場合は、犬山市空き家バンク利用登録完了通知書（様式第8）により利用申込者に通知するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による通知を受けた利用申込者（以下「利用者」という。）に、必要な範囲において、登録物件に係る情報の提供を行うものとする。

- 5 第4条第6項の規定は、利用登録について準用する。

（利用登録の要件）

第8条 利用申込者は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在しようとする者
- (2) 空き家等で経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる活動を行う者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

（利用登録の変更及び取消）

第9条 利用者は、申込書の記載事項に変更があったとき

は、犬山市空き家バンク利用登録変更届出書（様式第9）に当該変更の内容を記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、第7条第3項の規定による登録を取り消すときは、犬山市空き家バンク利用登録取消届出書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

（交渉の申込）

第10条 登録物件の売買又は賃貸に係る交渉を希望する利用者は、犬山市空き家バンク登録物件交渉申込書（様式第11）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査した上、犬山市空き家バンク登録物件交渉通知書（様式第13）により登録物件の登録者（当該登録者に代理者又は媒介を行う者があるときは、その者）に通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知を受けた登録者又は登録者の代理者若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用者と交渉を行うとともに、その交渉結果を犬山市空き家バンク登録物件交渉結果報告書（様式第14）により市長に報告するものとする。

（登録者と利用者の交渉等）

第11条 市長は、必要に応じて登録者、利用者及び協力事業者に対して、空き家バンクに登録された必要な情報を提供することができる。

- 2 市長は、登録者及び利用者が行う登録物件に関する交渉又は売買、賃貸借等（以下「交渉等」という。）の契約について、直接これに関与しないものとする。

- 3 交渉等に関する一切の事故等については、当該交渉等の当事者間で解決するものとする。

（助言）

第12条 市長は、登録者又は利用者に対して必要な助言をすることができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 5 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。